

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本町の民有林面積は、40,057ha、蓄積は12,807千 m^3 であり、国有林を含めると町土面積の87%を森林が占めています。

森林は、林産物の生産、国土の保全、水源のかん養、自然・生活環境の保全等多面的な機能の発揮を通じて地域住民の生活と深く結びついています。

さらに、地球温暖化を防止するための CO_2 の吸収・貯蔵の機能等森林の重要性は地球規模で考えなければなりません。

この貴重な森林資源の本町の現況をみると、戦後営々と続けられてきた造林の推進により、民有人工林面積は24,522haで、人工林率は61%となっており、優良な人工林が形成されております。

これらの森林に対する適切な間伐、保育等による森林整備が重要な課題ですが、林業の採算性の悪化などにより林業生産活動が全般的に停滞し、間伐、保育等が適正に実施されず、水源かん養機能や国土保全機能が十分発揮できない森林が存在するようになってきています。

このような状況から今後の森林施業は、間伐、保育等の森林整備を積極的に実施するとともに、経済性重視の単層林のみの施業を見直し、長伐期施業、複層林施業、生態学的に地域に適した多様な樹種を導入する施業を実施し、水源のかん養や自然環境に配慮した森林整備を進めなければなりません。

そのため、適正な森林管理の基盤となる林道、作業道等の路網整備を森林に及ぼす影響を最小限に抑えながら推進する一方、森林組合や林業事業体等の育成・強化、環境保全の積極的な啓蒙などを通じて、森林所有者へ環境に配慮した経営への意識の向上を図ります。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の有する機能及びその機能を発揮するうえから望ましい森林資源の姿を以下のとおりとします。

ア、水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根系が発達することにより、水を蓄える空隙に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

イ、山地災害防止機能／土壌保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な太陽光線が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

ウ、快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

エ、保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林

オ、文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林

カ、生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林

キ、木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され生長量が高い森林であって、林道等の生産基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の有する各機能について、それぞれの機能の維持増進を図り、望ましい森林資源の姿に誘導していくための基本的な考え方及び森林施業の推進方策は第1表のとおりとします。

第1表 森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本
ア 水源涵養機能	四万十川等の主要な河川の中流に位置する水源周辺地域の森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。 具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根系を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとします。また、自然条件や町民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進することとします。 また、利水施設の上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とします。

イ 山地災害防止機能／土壌保全機能	山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能・土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。 具体的には、災害に強い町土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとします。また、自然条件や町民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとします。集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とします。
ウ 快適環境形成機能	町民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。 具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとします。 快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとします。
エ 保健・レクリエーション機能	観光的に魅力ある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、町民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進します。 具体的には、町民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や町民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとします。 また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとします。
オ 文化機能	史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。 具体的には、景観美の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとします。 また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとします。

カ 生物多様性保全機能	全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与しています。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとします。 とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとします。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとします。
キ 木材等生産機能	林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとします。 具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とします。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とします。また、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行います。 現在、森の工場の認定を受けている地域を中心に、林道等の基盤整備を進め木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するための機能の維持増進が図られている状態にします。

注1： 森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。

- 2： これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるため、これについては二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であることに留意する必要がある。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林組合や林業事業体等、施業の集約化に取り組む者に対し長期の施業の受委託などに必要な情報の提供や助言等を行い森林経営の委託の促進等を進めます。また、長伐期化に対応した繰り返し間伐、環境負荷の低減に配慮したきめ細やかな施業の実施など、地域の森林資源を効率的に利用するため、林業関係者等が一体となり高性能林業機械を導入した作業システムの構築を図れるよう努めるものとします。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期

森林の持つ公益的機能、生産性及び自然的条件、森林の構成を勘案し、標準伐期齢を次頁のとおり設定します。

なお、標準伐期齢は、地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではありません。

樹種別の立木の標準伐期齢

地 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	クヌギ	その他広葉樹
全 域	35年	45年	35年	40年 (20年)	10年	15年

注）その他針葉樹の括弧書きは、早生樹であるコウヨウザンの標準伐期齢として適用する。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように配慮します。また、伐採後の適確な更新を確保するため、更新の方法を勘案して伐採を行います。

特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮します。なお、自然条件が劣悪なため、更新を確保するために伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐等適確な更新に配慮します。

さらに林地の保全、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、及び風致の維持並びに溪流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置します。

立木の伐採のうち主伐は、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地をいう。以下同じ。）が、再び立木地となることをいう。以下同じ。）を伴う伐採であり、その方法は、以下の皆伐又は択伐とします。

皆伐

皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとします。

皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20ヘクタールごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとします。

択伐

択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が 30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては 40%以下）の伐採とします。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとします。

なお、立木の伐採の標準的な方法を定めるに当たっては、以下の（１）から（５）までに留意することとします。

- （１）森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努めます。
- （２）森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することがないよう、伐採跡地間の距離として、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保します。
- （３）伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとします。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮します。
- （４）林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置します。
- （５）上記（１）から（４）に定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和 3 年 3 月 16 日付け 2 林整整第 1157 号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえます。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和 3 年 3 月 16 日付け 2 林整整第 1157 号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行います。

3 その他必要な事項

特にありません。

第 2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ的確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うものとします。

（1）人工造林の対象樹種

適地適木を旨として、自然条件、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案し、人工造林の対象樹種として下記の樹種を選定して造林を行うこととします。

また、下記に定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は四万十町役場林業担当課とも相談のうえ、適切な樹種を選択するものとします。

人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種
スギ、ヒノキ、クスギ、マツ類 等

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

施業の効率性や地位級等の自然条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定施業要件を勘案して、下記のとおり標準的な植栽本数を植栽するものとします。

また、複層林における下層木については、下表の「疎仕立て」の植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽するものとします。

さらに、標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽する場合は、林業普及指導員又は四万十町役場林業担当課と相談のうえ、適切な植栽本数を決定するものとします。

人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

樹 種	仕立ての方法	標準的な植栽本数	備考
スギ・ヒノキ	疎 仕 立 て	1,500～2,500 本/ha	
	中 仕 立 て	2,500～3,500 本/ha	
	密 仕 立 て	3,500～4,500 本/ha	
広葉樹	疎 仕 立 て	1,500～2,500 本/ha	
	中 仕 立 て	2,500～3,500 本/ha	
その他針葉樹	疎 仕 立 て	1,000～2,000 本/ha	

注) その他針葉樹の疎仕立てについては、早生樹であるコウヨウザンの植栽本数として適用する。

イ その他人工造林の方法

気象その他の自然条件、既往の造林方法等を勘案して次頁のとおりとします。

また、苗木の選定にあたっては、通年植栽が可能となるコンテナ苗の活用や、成長が優れた苗の導入、花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木）の採用に努めるものとします。

なお、伐採と造林の一貫作業システムの導入についても努めるものとします。

その他人工造林の方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地拵えの方法	全刈り地拵え又は筋刈り地拵えを標準としますが、風衝地・乾燥地では造林木の生長に支障にならない程度に雑木を切り残すこととします。また、雨量が多く急峻な地形の区域などでは、尾根筋及び谷筋に植生を残し、保護樹帯とするなど、林地の保全に配慮します。
植付けの方法	正方形植えを原則とし、植え付けは丁寧に行います。

植 栽 の 時 期	コンテナ苗を除き、乾燥時期を避け、2月中旬から4月末までに行います。
-----------	------------------------------------

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、「3植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在」に定める森林など、人工造林による更新は、皆伐による伐採跡地については、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に人工造林をするものとします。

また、択伐による伐採跡地については、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し5年を超えない期間に人工造林をするものとします。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとします。

なお、県の定める天然更新完了基準により、森林の確実な更新を図ることを旨とします。

(1) 天然更新の対象樹種

対象森林に関する自然条件、周辺環境等を勘案して下記のとおり定めます。

天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	アカマツ、クヌギ、シイ類、カシ類、ナラ類 等
萌芽による更新が可能な樹種	クヌギ、シイ類、カシ類、ナラ類 等

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新の対象樹種について、天然更新すべき立木の本数の基準となる期待成立本数は下記のとおりとし、天然更新を行う際には、当該天然更新の対象樹種のうち周辺の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものがその本数に10分の3を乗じた本数以上の本数を成立させるものとします。なお、天然更新した立木の本数に算入すべき立木の高さである草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高については、地域の植生等を勘案して定めるものとします。

天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数
アカマツ、クヌギ、シイ類、カシ類、ナラ類等	6,000本/ha

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然更新にあたって、天然更新補助作業である地表処理、刈出し、植込み、芽掻きの標準的な方法を下記のとおりとし、萌芽更新による場合には、萌芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽掻き又は植込みを行うものとします。

区 分	標 準 的 な 方 法
地 表 処 理	下層植生の繁茂や枝条の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所については、掻き起こしや枝条整理を行い、種子の定着及び発育の促進を図るものとします。
刈 り 出 し	天然稚樹の生育が下層植生によって阻害されている箇所については、稚幼樹の周囲を刈り払い稚幼樹の生長の促進を図るものとします。
植 え 込 み	天然下種更新及び萌芽更新の不十分な箇所については、経営目標等に適した樹種を選定して植え込みを行うものとします。
芽 掻 き	萌芽更新を行った箇所において、目的樹種の発生状況により必要に応じて優良芽を1株当たり2～3本残すものとし、それ以外のものは掻き取ります。

ウ その他天然更新の方法

天然更新の状況確認は、標準地を設け本数調査等により行うものとします。

また、更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合は、天然更新補助作業又は植栽により確実に更新を図るものとします。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年を超えない期間とします。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

四万十川地域森林計画に定める「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針」に基づき、現状が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林とし、適確な更新を確保します。

ただし、Ⅳの保健機能森林の区域内の森林であって森林保健施設の設置が見込まれるものは除くものとします。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

該当ありません。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準については、次のとおりとします。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1 の(1) 「人工造林の対象樹種」によるものとします。

イ 天然更新の場合

2 の(1) 「天然更新の対象樹種」によるものとします。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数の基準として、天然更新の対象樹種の立木が 5 年生の時点で生育し得る最大の立木の本数として想定される本数は、2 の(2) のアで定める天然更新の対象樹種の期待成立本数と同じ本数とします。

なお、当該対象樹種のうち、周辺の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものについて、その本数に 10 分の 3 を乗じた本数以上の本数を成立させるものとします。

5 その他必要な事項

特にありません。

第 3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、間伐の回数、その実施時期及び間隔とともに、間伐率等について下記のとおりとします。

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢 (年)				標準的な方法
			初回	2 回	3 回	4 回	
スギ	一般材	3,000	15	20	—	—	間伐の時期の決定には、原則として、南近畿・四国地方林分密度管理図を利用します。
	中径材	3,000	15	20	30	—	標準地調査により 1 ha 当たりの現存本数、上層木の平均樹高を求め上層木の平均樹高と林齢に対応する伐期適正本数から間伐率、間伐回数、間伐後の残存本数を算出し樹形級区分と樹間距離を目安に選木します。なお、間伐率については、材積に係る伐採率が 35 % 以下であり、かつ、伐採した翌年度の初日か
	大径材	3,000	15	20	30	50	
ヒ	一般材	3,000	20	30	—	—	

ノ キ	中 径 材	3,000	20	30	40	—	ら起算しておおむね5年後において、その森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で定めるものとします。 ここで、上層木とは完全に被圧された樹木以外の樹木をいいます。選木順位は1不良木、2被圧木、3優勢木とします。 なお、表中、間伐の時期については、地位は5区分の上位より2番目（マツは3区分の中位）、植栽本数は3,000本、収量比数は0.8とした場合の間伐時期の目安を5の倍数の林齢で示したものです。
	大 径 材	3,000	20	30	40	60	
マ ツ	一 般 材	3,000	20	25	35	—	

列状間伐の実施にあたっては、上記の間伐の標準的な方法の範囲内であることのほか、以下の内容を基本とします。

列状間伐は伐採・搬出コストの削減を行うため、個々の立木の形質や優劣に関係なく植栽列を一定の間隔において、一定の幅に含まれる立木の全てを伐る方法です。

列状間伐にあたっては、林地の傾斜方向に合わせて伐採列及び列の幅を設定するものとし、伐倒の際は元口を搬出機械方向とすることを原則とするほか、伐倒木の落下防止に最大限の注意を払うこととします。1回の間伐として伐採する率は、伐採列数と残存列数による本数間伐率で、3残1伐～2残1伐による本数間伐率25～33%とします。また、伐採列1列あたりの幅は、標準地調査による1haあたりの現存本数から算出した樹間距離のおおむね2倍以内とすることを標準とします。

なお、標準的な間伐の間隔は、スギ・ヒノキとも標準伐期齢に満たない林分は10年間、標準伐期齢以上の林分は20年間とします。

2 保育の種類別の標準的な方法

森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図るため、時期、回数、作業方法その他必要な事項について下記のとおり

保育の種類別の標準的な方法

保育 の 種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数															標準的な方法
		1年	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
下 刈	ス ギ	1回	1	1	1	1	1	1									植栽木が下草より抜出るまで行います。実施時期は、6月～9月頃を目安とします。
	ヒ ノ キ	1回	1	1	1	1	1	1									

つる切り	スギ											1					下刈り終了後、つるの繁殖の状況に応じて行い、実施時期は6～7月頃を目安とします。
	ヒノキ												1				
除伐	スギ											1					造林木の生長を阻害したり、阻害が予想される侵入木や形成不良木を除去し、実施時期は8～10月頃を目安とします。
	ヒノキ												1				

3 その他必要な事項

計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在等については、別紙参考資料のとおりです。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

森林の有する公益的機能に応じ、当該機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法については、下記のとおりとします。

なお、区域内において機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めることとします。

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

水源かん養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林など水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林については、別表1のとおりです。

イ 施業の方法

伐期の延長を推進すべき森林の施業の方法は、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大とともに伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとします。

主伐伐期齢の下限は、標準伐期齢に10年を加えた林齢とし、当該区域については、別表2のとおりです。

森林の伐期齢下限

地 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	クヌギ	その他広葉樹
全 域	45年	55年	45年	50年 (30年)	20年	25年

注) その他針葉樹の括弧書きは、早生樹であるコウヨウザンの標準伐期齢として適用する。

- (2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林については、別表1のとおりです。

- ① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能／土壌保全機能が高い森林等
- ② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
潮害防備保安林、防風保安林や、町民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、快適環境形成機能が高い森林等
- ③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
保健保安林、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの町民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、特に生物多様性の保全が求められている森林、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能が高い森林等
- ④ その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
(1) のア及び①から③までに掲げるもののほか、必要に応じ、その森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林

イ 施業の方法

施業の方法として、アの①に掲げる森林においては、地形・地質等の条件を考慮したうえで伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業を、アの②に掲げる森林においては、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業を、アの③に掲げる森林においては、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業や景観美の維持・形成に配慮した施業を、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹（以下「特定広葉樹」という。）を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、当該森林施業を、アの④に掲げる森林においては、当該森林において維持増進を図るべき公益的機能に応じた施業を、それぞれ推進するものとします。

また、アの①から③までに掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林として定めることとしつつ、複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定めます。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとします。この場合、主伐の時期を標準伐期齢のおおむね2倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図るものとします。

それぞれの森林の区域については、別表2のとおりです。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

地 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	クヌギ	その他広葉樹
全 域	70年	90年	70年	80年 (40年)	20年	30年

注) その他針葉樹の括弧書きは、早生樹であるコウヨウザンの標準伐期齢として適用する。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況や経営管理実施権の設定見込みから効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域については、別表1のとおりです。

また、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を、「特に効率的な施業が可能な森林」とし、その区域については別表1のとおりです。

なお、「特に効率的な施業が可能な森林の区域」は、「再造林推進プラン」の策定について（令和5年9月15日付け5高木増第278号高知県木材増産推進課長通知）に示す林

業適地の考え方を参考とするほか、地域の実情や自然的・社会的条件を踏まえて選定するものとします。

さらに、区域内において1の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めます。

(2) 施業の方法

施業の方法として、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進します。

なお、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行います。

【別表1】

<窪川地区>

区 分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1～260（公社造林を除く）	16,790.81
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	<保安林について> 3-2、5-2、6-3（一部）、6-4～6、7-7（一部）、13-1、14-1.2.6、26-5.6、27-1～3、50-1（一部）、53-2（一部）、54-5～10、55-3、60-6、61-4、65-2（一部）、67-3、68-3、75-4、77-5（一部）、78-1、80-1（一部）、83-4.5（一部）、84-7（一部）、87-4、89-1（一部）、93-2、98-2、99-1、108-4.5（一部）、110-7、116-4、122-3（一部）、123-3（一部）、124-1～3（一部）、125-1.2（一部）、126-1～3、126-4（一部）127-1.3.4.6（一部）、128-5.6、129-1、133-1～4（一部）、135-1.4、137-3、144-2、145-3、146-1～3、151-1（一部）、152-2、154-2.3（一部）、161-1（一部）、162-1（一部）、167-1、175-3.10、182-5（一部）、186-2、188-3、189-5、193-5、198-1.3.4（一部）	2,023.22

	)、199-5 (一部)、202-6、204-1 (一部)、216-13.15 (一部)、219-1.4.5 (一部)、223-1.3.4、226-2 (一部)、227-2、228-1、233-3、241-5 (一部)、251-1.4、252-3 (一部)、253-2、254-1.2、255-1 < 県営林及び公社造林について > 13-1-6-1~3.1-7-1~2.1-11 20-3-1-1~3、 22-1-1-1~3.2-1-1~2、 27-4-8-1~3、 28-1-1-1~2、 29-4-9-1~2、 30-1-2、 31-3-1-1~3.3-4.4-1-1~2.4-4、 32-1-3-1~3.2-1-1~2、 43-1-1.2-1.2-3.3-1~3.3-4-1~2.4-1、 45-3-1-1~3.3-2-1~2.3-3、 46-3-2.4-2~3.5-1.6-2~3.7-2~3.8-1、 66-1-1-1~3、 87-3-2-1~2.3-3-1~2.3-6-1~3、 114-6-10.6-12-1~2、 115-1-1-1~2.1-5-1~2、 127-1-1、127-3-30、 129-4-5-1~2.4-7-1~3、 131-1-3-1~3.1-4-1~4、 133-4-7-1~3 138-3-6-1~2、 155-3-1-1~2.5-4、 158-1-2-1~2、 162-1-3.3-17.4-1、 182-2-2-1~3、 190-2-9~10.2-11-1~3.2-15-1~3、 202-7-1-1~2.7-2 208-6-2-1~2、 211-1-1-1~2.1-2~3、	
--	---	--

	214-2-4-1~2.4-4-1~2、 231-1-2-1~2.1-4~8 233-1-1-1~3.1-2~5.1-6-1~3.1-7.2-1、 2-2-1~3.2-3-1.2.2-4-1~3.2-5-1.2.2-6- 1~3、 242-3-2-1~2 244-6-5-1~3、 245-2-2-1~2、 246-1-1.1-2-1~3.2-1~2.2-3-1~2.2-4- 1~2.3-2-1~2.3-3.4-1-1~2.4-2~4.4-5- 1~4、 249-6-1-1~7、 250-2-18、 252-2-6-1~2.3-2-1~4、 253-1-20-1~3.1-21-1~2.1-22.1-23- 1~2.2-6~8.2-9-1~5.2-10、 254-1-1-1~8.1-2.2-2~5.2-6-1~10	
快適な環境の形成の機能の維持増進を 図るための森林施業を推進すべき森林		
保健文化機能の維持増進を図るための 森林施業を推進すべき森林		
その他の公益的機能の維持増進を図る ための森林施業を推進すべき森林		
木材の生産機能の維持増進を図るため の森林施業を推進すべき森林	1~45-6、46~126-1、126-3~126-4 、127-2~131、132-2~177-1、177- 3~217-12、218~222-1、222-3~23 1-2、231-4~256-1、256-3~257-1、 258~260（県営林・公社造林を除く ）	16,906.32
木材の生産機能の維持増進を図るた めの森林施業を推進すべき森林のう ち、特に効率的な施業が可能な森林	104-2~104-3、105-1、152-1、157-2 （このうち町有林のみ）	48.14

【別表2】

施業の方法	森林の区域	面積(ha)
伐期の延長を推進すべき森林	1~260（このうち下記の長伐期施業 を推進すべき森林を除く）	15,172.51

長伐期施業を推進すべき森林	<保安林について> 3-2、5-2、6-3（一部）、6-4~6、7-7（一部）、13-1、14-1.2.6、26-5.6、27-1~3、50-1（一部）、53-2（一部）、54-5~10、55-3、60-6、61-4、65-2（一部）、67-3、68-3、75-4、77-5（一部）、78-1、80-1（一部）、83-4.5（一部）、84-7（一部）、87-4、89-1（一部）、93-2、98-2、99-1、108-4.5（一部）、110-7、116-4、122-3（一部）、123-3（一部）、124-1~3（一部）、125-1.2（一部）、126-1~3、126-4（一部）127-1.3.4.6（一部）、128-5.6、129-1、133-1~4（一部）、135-1.4、137-3、144-2、145-3、146-1~3、151-1（一部）、152-2、154-2.3（一部）、161-1（一部）、162-1（一部）、167-1、175-3.10、182-5（一部）、186-2、188-3、189-5、193-5、198-1.3.4（一部）、199-5（一部）、202-6、204-1（一部）、216-13.15（一部）、219-1.4.5（一部）、223-1.3.4、226-2（一部）、227-2、228-1、233-3、241-5（一部）、251-1.4、252-3（一部）、253-2、254-1.2、255-1 <県営林及び公社造林について> 13-1-6-1~3.1-7-1~2.1-11 20-3-1-1~3、 22-1-1-1~3.2-1-1~2、 27-4-8-1~3、 28-1-1-1~2、 29-4-9-1~2、 30-1-2、 31-3-1-1~3.3-4.4-1-1~2.4-4、 32-1-3-1~3.2-1-1~2、 43-1-1.2-1.2-3.3-1~3.3-4-1~2.4-1、	2, 023. 22
----------------------	---	-------------------

	45-3-1-1~3.3-2-1~2.3-3、 46-3-2.4-2~3.5-1.6-2~3.7-2~3.8-1、 66-1-1-1~3、 87-3-2-1~2.3-3-1~2.3-6-1~3、 114-6-10.6-12-1~2、 115-1-1-1~2.1-5-1~2、 127-1-1、 127-3-30、 129-4-5-1~2.4-7-1~3、 131-1-3-1~3.1-4-1~4、 133-4-7-1~3 138-3-6-1~2、 155-3-1-1~2.5-4、 158-1-2-1~2、 162-1-3.3-17.4-1、 182-2-2-1~3、 190-2-9~10.2-11-1~3.2-15-1~3、 202-7-1-1~2.7-2 208-6-2-1~2、 211-1-1-1~2.1-2~3、 214-2-4-1~2.4-4-1~2、 231-1-2-1~2.1-4~8 233-1-1-1~3.1-2~5.1-6-1~3.1-7.2-1. 2-2-1~3.2-3-1.2.2-4-1~3.2-5-1.2.2-6- 1~3、 242-3-2-1~2 244-6-5-1~3、 245-2-2-1~2、 246-1-1.1-2-1~3.2-1~2.2-3-1~2.2-4- 1~2.3-2-1~2.3-3.4-1-1~2.4-2~4.4-5- 1~4、 249-6-1-1~7、 250-2-18、 252-2-6-1~2.3-2-1~4、 253-1-20-1~3.1-21-1~2.1-22.1-23- 1~2.2-6~8.2-9-1~5.2-10、 254-1-1-1~8.1-2.2-2~5.2-6-1~10	
複層林施業を推	複層林施業を推進すべき	

進すべき森林	森林（択伐によるものを除く）		
	択伐による複層林施業を推進すべき森林		
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林			

【別表 1】

<大正地区>

区 分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1~159（公社造林を除く）	11, 512. 73
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	<保安林について> 2-1、5-2（一部）、10-3（一部）、11-2、20-4、22-4（一部）、28-1（一部）、29-4（一部）、32-2.4、39-2、41-1.2.4.5、43-1、45-2、51-1（一部）、52-1.2(一部)、55-1（一部）、56-2、57-1、58-1~3、59-1~4、60-1、62-2.3(一部)、63-1.2（一部）、64-3(一部)、65-5(一部)、68-1~3(一部)、69-4(一部)、70-5(一部)、71-4、72-3(一部)、73-1（一部）、78-3.4(一部)、79-3.4（一部）、80-2.3(一部)、81-2.3.5(一部)、83-1、84-3(一部)、85-3(一部)、87-1（一部）、88-1、89-3（一部）、92-1（一部）、93-2(一部)、96-1、97-2(一部)、101-6(一部)、102-1(一部)、104-2~4(一部)、105-1（一部）、106-3(一部)、107-2(一部)、108-2（一部）、111-3、113-3.4(一部)、114-4（一部）、118-4(一部)、119-1~3(一部)、120-2、121-1、122-1~3(一部)、123-1.2.5(一部)、124-1~3（一部）、125-1.2(一部)、126-2、127-3.4(一部)、130-1~7（一部）、131-2~4(一部)、	2, 405. 42

	一部)、133-1、134-2.5、138-4(一部)、140-1.4、141-3(一部)、142-3(一部)、143-2、149-1(一部)、152-1、154-2 <県営林及び公社造林について> 2-1-1. 10-2-11-1、 27-2-1-1~3、 31-3-1~3、3-4-1~2 38-4-1-1~3.4-2-1~3、39-1-1.1-3-1~2.1-4-1~2.1-5、 40-5-5-1~3、 42-4-1-1~3、 55-1-13-1、 63-3-1.3-8.3-9、 64-1-5~9、 65-5-2.5-3-1~2.5-4-1~2.5-8.5-11-1~2.5-15.5-22-1~3.5-23-1~2、 68-2-4-1~2.2-7-1~2.2-10.3-21.4-5~9.4-10-1~2、 69-4-10-2.4.6.4-11.4-14-1~2、 73-1-5-1.1-6-2、 78-4-2-1、 79-4-1、80-2-1-1~2.3-1.3-2-1~2.3-3.3-4-1~2.3-11.3-12.3-15.3-16-1~3.3-20.3-21-1~2、 81-1-1.1-22.2-2.5-5-2.5-6.5-9.5-11.5-13-2.5-19.5-21.5-24-1.5-26-1、89-3-7-1~5、90-1-2-1~3.1-4-1~3.1-7-1~3、 104-3-15-1~2、 106-2-10-1~2、 113-3-1-2.3-4-1~3.3-9-1~3.3-10-1~3.3-11-1~3.3-12-1~2.3-13-1~3.3-14.3-15.4-8-2.4-9.4-12-2.4-14-1~2.4-15-2.4-16-1~2.4-17-1~2.4-18-1~2. 4-19-1~6.4-20-1~2.4-22-1~3、	
--	--	--

	114-4-7-2.4-9、 118-4-1-1~4.4-4.4-5-1~2.4-6.4-7-1. 4-8-1~2.4.4-12.4-13.4-15、 119-1-4~11.1-12-1~2.7~8、123-5- 3.5-4-1~2、 124-2-3~4.2-5-1~2.2-7-2.2-9-1~2. 2-17-2、 126-2-4-1~2、 130-1-3.1-6-1~2.5-2-2、 131-3-13-7.3-14-3、 134-5-16-1~2.5-17-1~2.5-18-1~2、 138-1-12-2.1-17-2.1-18-2.1-19-2.1-2 0~21.1-22-1~3.1-23.1-24-1~2.1-25~ 32.1-33-1~4.1-34-1~2.1-35~38.1-39- 1~2	
快適な環境の形成の機能の維持増進を 図るための森林施業を推進すべき森林		
保健文化機能の維持増進を図るための 森林施業を推進すべき森林		
その他の公益的機能の維持増進を図る ための森林施業を推進すべき森林		
木材の生産機能の維持増進を図るため の森林施業を推進すべき森林	1~7-1、8~12、13-3~18-1、19~ 20、22-1~2、23-2、23-4~24、25- 2~25-3、26-1、27~32-3、33、34- 3、34-5~35、36-3、37~39-2、40 ~41-1、41-3~44-4、45~158-2、 159（県営林・公社造林を除く）	11,543.53
木材の生産機能の維持増進を図るた めの森林施業を推進すべき森林のう ち、特に効率的な施業が可能な森林	70-2~70-4、99-1、105-2、106-1、 127-2、128-2、132-2~132-3、135- 2~135-3、136-1、138-2（このうち町 有林のみ）	367.50

【別表2】

施業の方法	森林の区域	面積(ha)
伐期の延長を推進すべき森林	1~159（このうち下記の長伐期施業 を推進すべき森林を除く）	9,672.91

長伐期施業を推進すべき森林	<保安林について> 2-1、5-2（一部）、10-3（一部）、11-2、20-4、22-4（一部）、28-1（一部）、29-4（一部）、32-2.4、39-2、41-1.2.4.5、43-1、45-2、51-1（一部）、52-1.2(一部)、55-1（一部）、56-2、57-1、58-1~3、59-1~4、60-1、62-2.3(一部)、63-1.2（一部）、64-3(一部)、65-5(一部)、68-1~3(一部)、69-4(一部)、70-5(一部)、71-4、72-3(一部)、73-1（一部）、78-3.4（一部）、79-3.4（一部）、80-2.3(一部)、81-2.3.5(一部)、83-1、84-3(一部)、85-3(一部)、87-1（一部）、88-1、89-3（一部）、92-1（一部）、93-2(一部)、96-1、97-2(一部)、101-6(一部)、102-1(一部)、104-2~4(一部)、105-1（一部）、106-3(一部)、107-2(一部)、108-2（一部）、111-3、113-3.4(一部)、114-4（一部）、118-4(一部)、119-1~3(一部)、120-2、121-1、122-1~3(一部)、123-1.2.5(一部)、124-1~3（一部）、125-1.2(一部)、126-2、127-3.4(一部)、130-1~7（一部）、131-2~4(一部)、133-1、134-2.5、138-4(一部)、140-1.4、141-3(一部)、142-3(一部)、143-2、149-1(一部)、152-1、154-2 <県営林及び公社造林について> 2-1-1. 10-2-11-1、 27-2-1-1~3、 31-3-1~3、3-4-1~2 38-4-1-1~3.4-2-1~3、39-1-1.1-3-1~2.1-4-1~2.1-5、 40-5-5-1~3、	2,405.42
----------------------	---	-----------------

	42-4-1-1~3、 55-1-13-1、 63-3-1.3-8.3-9、 64-1-5~9、 65-5-2.5-3-1~2.5-4-1~2.5-8.5-11- 1~2.5-15.5-22-1~3.5-23-1~2、 68-2-4-1~2.2-7-1~2.2-10.3-21.4-5~9. 4-10-1~2、 69-4-10-2.4.6.4-11.4-14-1~2、 73-1-5-1.1-6-2、 78-4-2-1、 79-4-1、 80-2-1-1~2.3-1.3-2-1~2.3- 3.3-4-1~2.3-11.3-12.3-15.3-16-1~3.3- 20.3-21-1~2、 81-1-1.1-22.2-2.5-5-2.5-6.5-9.5-11. 5-13-2.5-19.5-21.5-24-1.5-26-1、 89- 3-7-1~5、 90-1-2-1~3.1-4-1~3.1-7- 1~3、 104-3-15-1~2、 106-2-10-1~2、 113-3-1-2.3-4-1~3.3-9-1~3.3-10-1~3. 3-11-1~3.3-12-1~2.3-13-1~3.3-14.3- 15.4-8-2.4-9.4-12-2.4-14-1~2.4-15-2. 4-16-1~2.4-17-1~2.4-18-1~2. 4-19-1~6.4-20-1~2.4-22-1~3、 114-4-7-2.4-9、 118-4-1-1~4.4-4.4-5-1~2.4-6.4-7-1. 4-8-1~2.4.4-12.4-13.4-15、 119-1-4~11.1-12-1~2.7~8、 123-5- 3.5-4-1~2、 124-2-3~4.2-5-1~2.2-7-2.2-9-1~2. 2-17-2、 126-2-4-1~2、 130-1-3.1-6-1~2.5-2-2、 131-3-13-7.3-14-3、 134-5-16-1~2.5-17-1~2.5-18-1~2、 138-1-12-2.1-17-2.1-18-2.1-19-2.1- 20~21.1-22-1~3.1-23.1-24-1~2.1-	
--	---	--

		25~32.1-33-1~4.1-34-1~2.1-35~38.1-39-1~2	
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）		
	択伐による複層林施業を推進すべき森林		
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林			

【別表 1】

<十和地区>

区 分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1~159（公社造林を除く）	10,778.45
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	<保安林について> 1-2(一部)、2-1(一部).3(一部)、4-4(一部)、5-2(一部).3(一部)、6-2(一部)、11-3(一部).4(一部).5(一部)、12-1(一部).2(一部).3(一部)、13-3(一部).4(一部)、14-1(一部)、15-4(一部).5(一部)、17-3(一部).4(一部)、18-2(一部).4(一部)、19-1(一部).4(一部)、20-1(一部)、21-1(一部)、22-2(一部).3(一部)、27-1(一部).2(一部).5(一部).6(一部)、36-1(一部).2(一部)、38-6(一部)、51-3(一部).4(一部)、52-2(一部)、59-5、62-1(一部).3(一部)、68-1(一部)、73-4(一部).7(一部)、74-2、79-5(一部).6(一部)、85-3(一部)、89-4(一部)、90-3(一部)、91-1(一部).5(一部)、92-5(一部)、99-3(一部)、102-2(一部)、103-1(一部).3(一部)、104-2(一部)、105-1(一部)、106-4(一部)、109-3(一部)、111-1(一部).3(一部)、113-1(一部).2、114-1.2(一部).3(一部)	1,313.76

	).4~6、115-2.4(一部)、116-1(一部). 2(一部).3、141-1(一部).2(一部)、14 4-1(一部).2(一部)、145-1(一部)、14 6-3(一部).4(一部)、148-6(一部)、15 1-6(一部).7(一部).8(一部)、156-1(一 部).2(一部)、157-3(一部)、159-2(一 部).3(一部) <県営林及び公社造林について> 104-2-4.12.13-1.2、116-1-1、117-1- 1-1.2、133-1-13-1、141-1-7-4.1-9-2. 1-11、144-2-37、151-5-16	
快適な環境の形成の機能の維持増進を 図るための森林施業を推進すべき森林		
保健文化機能の維持増進を図るための 森林施業を推進すべき森林		
その他の公益的機能の維持増進を図る ための森林施業を推進すべき森林		
木材の生産機能の維持増進を図るため の森林施業を推進すべき森林	1~3、5~7、10~13、15~16、18 ~23、27、31、35、38~40、50、 54-5~55、57-2~57-3、59、61~ 64、68、70~71、73-6、77、86、 87-2、88、90、93、95~96、99、 101、103~104、107~109、111~ 113、115~119、121~123、125、 127~128、130~132、134~142、 144、145-4、146~153、155~156 、158（県営林・公社造林を除く）	5,399.19
木材の生産機能の維持増進を図るた めの森林施業を推進すべき森林のう ち、特に効率的な施業が可能な森林		

【別表 2】

施業の方法	森林の区域	面積(ha)
伐期の延長を推進すべき森林	1～159（このうち下記の長伐期施業を推進すべき森林を除く）	9, 534. 22
長伐期施業を推進すべき森林	1-2(一部)、2-1(一部).3(一部)、4-4(一部)、5-2(一部).3(一部)、6-2(一部)、11-3(一部).4(一部).5(一部)、12-1(一部).2(一部).3(一部)、13-3(一部).4(一部)、14-1(一部)、15-4(一部).5(一部)、17-3(一部).4(一部)、18-2(一部).4(一部)、19-1(一部).4(一部)、20-1(一部)、21-1(一部)、22-2(一部).3(一部)、27-1(一部).2(一部).5(一部).6(一部)、36-1(一部).2(一部)、38-6(一部)、51-3(一部).4(一部)、52-2(一部)、59-5、62-1(一部).3(一部)、68-1(一部)、73-4(一部).7(一部)、74-2、79-5(一部).6(一部)、85-3(一部)、89-4(一部)、90-3(一部)、91-1(一部).5(一部)、92-5(一部)、99-3(一部)、102-2(一部)、103-1(一部).3(一部)、104-2(一部)、105-1(一部)、106-4(一部)、109-3(一部)、111-1(一部).3(一部)、113-1(一部).2、114-1.2(一部).3(一部).4～6、115-2.4(一部)、116-1(一部).2(一部).3、141-1(一部).2(一部)、144-1(一部).2(一部)、145-1(一部)、146-3(一部).4(一部)、148-6(一部)、151-6(一部).7(一部).8(一部)、156-1(一部).2(一部)、157-3(一部)、159-2(一部).3(一部) ＜県営林及び公社造林について＞ 104-2-4.12.13-1.2、116-1-1、117-1-1-1.2、133-1-13-1、141-1-7-4.1-9-2.1-11、144-2-37、151-5-16	1, 313. 76

複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）		
	択伐による複層林施業を推進すべき森林		
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林			

3 その他必要な事項

該当ありません。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本町における森林所有者の状況、森林施業の実施状況、森林組合・林業事業体への施業の委託状況などを勘案し、長期の施業の受託、森林の経営の受託等による森林経営の規模拡大を促進するものとします。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、森林所有者への働きかけ、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言等を推進し、林業経営の委託への転換を目指すこととします。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進します。

併せて、今後間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図るものとします。

3 森林の経営の受委託等を実施するうえで留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託を実施する際には、受託者である森林組合・林業事業体と委託者である森林所有者が森林経営受委託を締結するものとします。

なお、森林経営受委託契約においては、森林経営の計画期間内（5カ年間）において自ら森林の経営を行うことができるよう、造林・保育及び伐採に必要な育成権と立木の処分権が付与されるようにすることに加えて、森林経営計画が施業を行う森林のみならず、当面施業を必要としない森林に対する保護も含めた計画となるよう委託事項を適切に設定することに留意するほか、森林経営計画の実行・監理に必要な路網の設置及び維持運営に必要な権原や林産物の販売に係る収支と森林整備に要する支出の関係を明確化するための条件を適切に設定することに留意するものとします。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の

活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については、意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林経営管理を推進します。

経営管理集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意するものとします。

5 その他必要な事項

該当ありません。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

適切な森林整備を推進するため、法第10条の11第1項に規定する施業実施協定の参加を働き掛けるとともに、その他森林施業の共同化の促進に努めます。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

間伐、森林作業道の整備、境界の明確化など効果の見込まれる施業について重点的に共同化を図ることとし、共同化の推進にあたっては森林組合と連携するものとします。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林施業の共同化を効果的に促進するため、下記の事項に留意するものとします。

- (1) 共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な森林作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にしておくべきこと。
- (2) 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にしておくべきこと。
- (3) 共同施業実施者の一が(1)又は(2)により明確にした事項につき遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれることのないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にしておくべきこと。

4 その他必要な事項

該当ありません。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準について下記のとおりとします。

なお、路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に適用するものとし、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しないこととします。

また、効率的な作業システムの考え方については、四万十川地域森林計画の「作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針」に基づくものとします。

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0° ～15°)	車両系 作業システム	35以上	65以上	100 以上
中傾斜地 (15° ～30°)	車両系 作業システム	25以上	50以上	75 以上
	架線系 作業システム	25以上	0以上	25 以上
急傾斜地 (30° ～35°)	車両系 作業システム	15以上	45以上	60 以上
	架線系 作業システム	15以上	0以上	15 以上
急峻地 (35° ～)	架線系 作業システム	5以上	—	5 以上

- 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
該当ありません。

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

適切な規格・構造の路網の整備を図る観点から、林道規程（昭和 48 年 4 月 1 日付け 48 林野道第 107 号林野庁長官通知）又は林業専用道作設指針（平成 22 年 9 月 24 日付け 22 林整備第 602 号林野庁長官通知）を基本として、高知県林業専用道作設指針（平成 24 年 3 月 1 日付け高知県治山林道課）に則り開設することとします。

イ 基幹路網の整備計画

基幹路網の整備計画については、次のとおりです。

開設/ 拡張	種類	区分	位置	路線名	延長(m)及 び箇所数	利用区域 面積(ha)	うち前半 5年分	対図 番号	備考
拡張	自動車道 (橋梁改良)		米奥	川奥	1箇所	157	○		
拡張	自動車道 (橋梁改良)		檜生原	檜生原	1箇所	96	○		
拡張	自動車道 (橋梁改良)		折合	下源見	1箇所	155	○		
拡張	自動車道 (橋梁改良) (トンネル改良)		大正	中村・大正	1箇所 1箇所	2,779	○		
拡張	自動車道 (橋梁改良)		十川	イツカ谷	1箇所	32	○		
拡張	自動車道 (橋梁改良)		戸川	大滝	1箇所	158	○		
開設 計					— 路線 — m				
拡張 計				橋梁改良 トンネル改 良	6路線 6箇所 1箇所				

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理します。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から森林作業道作設指針（平成22年11月17日付けを基本として、高知県森林作業道作設指針（平成23年4月1日付け高知県林業改革課）に則り開設します。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知）を基本として、高知県森林作業道作設指針（平成23年4月1日高知県林業改革課）に

基づき、森林作業道が継続的利用できるよう適正に管理します。

4 その他必要な事項

該当ありません。

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業に従事するものの養成及び確保については、就業相談会の開催、林業大学校等で学ぶ青年や新規就業者、現場技能者に対する知識・技術の習得等を促進します。また、他産業並みの所得水準の確保に向けて取り組むとともに、労働安全対策を強化し労働環境の改善を図るものとします。

これらと合わせ、森林組合等の経営基盤及び経営力の強化等により、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体を育成するとともに、経営手法・技術の普及指導を促進することに努めます。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

作業システムの高度化及び施業の合理化を図るために必要な林業機械の導入について下記のとおりとします。

高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現 状 (参考)	将 来
伐倒	町内全域	チェンソー	チェンソー プロセッサ、ハーベスタ
造材		チェンソー	チェンソー プロセッサ、ハーベスタ
集材		林内作業車 集材機	フォワーダ、集材機、林内作業車、無線式自走搬器、タワーヤーダ、スイングヤーダ
造林 保育等	地拵 下刈 植え付け	チェンソー 刈払機 人力	チェンソー 刈払機 人力
	枝打ち	人力	リモコン自動枝打機

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

森林面積40,057ha、内スギ・ヒノキ等の人工林面積24,522ha（61％）を有する本町の森林から

伐出される素材の生産量は年間約30,843m³程で、その大部分は原木のまま町内外の市場へ直送されています。また、町内には、森林組合と民間会社の9の加工施設があり、製品を主に四国内へ出荷していますが、利用原木の殆どを町外市場から仕入れており、町内材の利用が低く、その流通も複雑な流れとなっています。

十和地域においては、特用林産物のナラ・クヌギ・カシ・シイを中心に豊富な広葉樹が分布しており、椎茸を中心に木炭等の生産に意欲的に取り組み、県下でも有数な生産地域としてその地位を確立してきました。しかし、外国産の輸入増加による価格の低迷、後継者不足等の問題によって生産量は減少しており、生産体系の確立及び優良品質の生産に向けた研究・実践、販路流通体制の確立を目指し、各関係機関が一体となり生産振興に努めます。

今後は、成熟期を迎えてきた本町の森林資源を有効活用するため、現在製材工場で加工している原木を町内産材で確保していくよう努めます。

林産物の生産（特用林産物）・流通・加工・販売施設の整備計画

施設の種類の種類	現 状（参考）			計 画			備 考
	位 置	規 模	対図番号	位 置	規 模	対図番号	
原木市場	六反地	25,000 m ²					窪川地区
製品市場	金上野	3,117 m ²					
販売施設 （食材供給施設）	平串	木造平屋 278.3 m ² 木造2階建 639.1 m ²					
製材施設（個人）	作屋	600 m ³					
〃	下呉地	1,700 m ³					
〃	東町	500 m ³					
製材施設（協同組合）				東大奈路	40,000 m ³		
製材施設（個人）	小石	1,956 m ³					大正地区
〃	大正	2,116 m ³					
〃	〃	6,462 m ³					
〃	〃	1,300 m ³					

〃	希ノ川	800 m ³					
集成材施設（森林組合）	瀬里	1,689 m ³					
山元貯木場（森林組合）	大正北ノ川	11,609 m ²					
農林産物展示即売施設	大正	1,600 万円					
貯木場（森林組合）	大井川	133 m ²					十和地区
製材工場（個人）	大井川	448 m ²					
〃	十和川口	210 m ²					
製材工場（会社）	広瀬	578 m ²					
製材工場（個人）	戸川	1,100 m ²					
製材工場（会社）	古城	1,500 m ²					
小径木加工施設（個人）	大道	8 m ²					
〃	茅吹手	70 m ²					
木製品製造施設（生産組合）	戸川	40 m ²					
木製品製造施設（生産組合）	十和川口	30 m ²					
木製品製造施設（生産組合）	十川	100 m ²					
木製品製造施設（生産組合）	昭和	100 m ²					
販売・加工施設（食材供給施設）	十和川口	968 m ²					

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域を別表3に定めるものとします。

(2) 鳥獣害の防止の方法

鳥獣害の防止の方法について、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げる鳥獣害防止対策を地域の実情に応じ単独で又は組み合わせて推進します。

対象鳥獣がニホンジカにあつては、その被害対策は特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進します。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るように努めるとともに、鳥獣害防止対策の実施に当たっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整します。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等

イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の実施

別表3

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積 (ha)	備考
ニホンジカ	1～260	17,132.69	窪川地区
	1～159	12,077.49	大正地区
	1～159	10,847.24	十和地区
イノシシ	1～260	17,132.69	窪川地区
	1～159	12,077.49	大正地区
	1～159	10,847.24	十和地区

2 その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認するため、現地調査や各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業体や森林所有者等からの情報収集等に努めることとし、鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合には森林所有者等に対する助言・指導等を通じて鳥獣害の防止を図ることとします。

また、県、市町村及び森林組合等関係者が連携して被害の把握に努めます。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等の被害対策については、適切な間伐等により風通しを良くし、森林を健全な状態に保つことで森林病虫害等の侵入を阻むとともに、日常の管理を通じて、森林を取り巻く状況を把握し森林病虫害等の早期発見に努めます。

特に、松くい虫の被害地については、薬剤の地上散布、樹幹注入又は伐倒駆除の事業を実施することとします。その事業を実施する林分は下記のとおりとし、当面5年間の計画について、別紙1松くい虫の被害対策事業量（計画）のとおりとします。

カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害にあつては、被害木の薬剤処理や伐倒処理を推進し、被害地の拡大を予防します。

松くい虫対策事業を実施する林分

森林の区域	備 考
250-1～12	窪川地区

(2) その他

森林病虫害等の駆除又は予防に関しては、関係機関が連携して対処し、地域の体制づくりに協力するものとします。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

第1の1（1）において定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害について、被害の動向等を踏まえた被害対策及び野生鳥獣との共存に配慮した森林整備を行うこととします。

シカ等による獣害について、早期発見に努めるとともに被害の発生に対して適切に対応します。特に、シカに対しては、防護柵の設置等により被害を防ぐ取り組みを促進します。

また、猟期・猟期外ともに捕獲したシカに対し報償金を支払う事で、根本的な被害の縮小を図ります。

3 林野火災の予防の方法

林野火災の防止のため、防火栓の設置等に努めるとともに、「山火事防止」の標識等を活用し林野火災防止の意識の啓発に努めます。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

害虫駆除等を目的として火入れを行う場合、火入れ地の面積・形状及び周囲の現況、防火に関する計画等を十分検討し、周囲への延焼を防ぐものとします。

なお、火入れに際しては、森林法第21条及び四万十町火入れに関する条例の手続きに従い適

切に行うものとします。

5 その他必要な事項

- (1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林該当ありません。

(2) その他

上記 1 から 4 までのほか森林所有者等による巡視等、森林の保護を図るための取組みを推進します。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

該当ありません。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画の作成に際しては、次に掲げる事項を適切に計画するものとします。

ア II の第 2 の 3 の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ II の第 4 の 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ II の第 5 の 3 の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及び II の第 6 の 3 の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ III の森林の保護に関する事項

なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、森林管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めることとします。

(2) 森林法施行規則第 33 条第 1 号ロの規定に基づく区域

路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として行うことができると認められる区域

森林法施行規則第 33 条第 1 号ロの規定に基づく区域について、次のとおり定めるものとする。

＜窪川地区＞

区域名	林 班	区域面積 (ha)
神ノ川・井細川地区	1～53	3, 370. 02
松葉川西地区	54～62、117～140	2, 531. 75
松葉川東地区	141～163	1, 674. 08
仁井田地区	164～204	2, 112. 89

東又地区	205～260	4, 325. 40
窪川地区	63～116	3, 118. 55

＜大正地区＞

区域名	林 班	区域面積 (ha)
大正中津川地区	1～12、26～43	2, 298. 43
下津井地区	13～25	975. 24
芳川地区	44～78	2, 745. 60
相去地区	79～98	1, 496. 08
打井川地区	99～129	2, 322. 98
大正地区	130～159	2, 239. 16

＜十和地区＞

区域名	林 班	区域面積 (ha)
十和南地区	1～17、121～159	4, 031. 76
十和西地区	18～63	3, 136. 36
十和東地区	64～120	3, 679. 12

2 生活環境の整備に関する事項

U I J ターン者等の定住促進のため、山村地域における生活環境の整備等に努めるものとします。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

本町において人工林の約7割を占めるヒノキは古くから「高幡ヒノキ」や「四万十ヒノキ」と呼ばれ、良質な建築用材として知られている。このヒノキを四万十川流域の4市町村（四万十町・中土佐町・四万十市・三原村）及び森林組合等関係機関の参加による「四万十ヒノキブランド化推進協議会」において、「四万十ヒノキ」のブランド化や地域団体商標登録に向けた取り組みを推進します。

また、山間部の主要な特産林産物である原木椎茸の生産量の維持・拡大のための生産基盤整備のための支援を行います。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

森林の総合利用施設の整備計画

施 設 の 種 類	現 状（参考）		将 来		対 図 番号
	位置	規模	位置	規模	

森林公園	小野 十川 井崎	A=500 m ²	大道		1
------	----------------	----------------------	----	--	---

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

四万十川流域に位置する本町においては、森林の持つ環境材としての価値観を深め、清流四万十川の保全に資する森林の整備について、地域住民とともにやっていくよう努めます。

(2) 上下流連携による取組に関する事項

四万十川流域の市町村で行われている四万十川清流の森づくりキャンペーン等植樹祭に積極的に参画し、豊かな森林と清流を保全するため、町内外の住民を対象にした啓蒙普及に努めます。

(3) その他

ア 森林施業の技術及び森林の利用方法に関する事項

森林・林業に関する知識や技術向上などを広く住民に理解してもらうため、森林・林業及び環境保全に関する普及・啓発に努めます。

イ 森林に関するPR

森林の有する多面的機能や森林の現況等に関する情報を、インターネットその他各種メディアを通じて広くPRに努め、住民等への森林及び林業に対する理解と関心を深めます。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

(1) 経営管理権の設定状況

森林の経営管理の状況や集積の必要性等を勘案しつつ、必要な区域を選定した上で、その区域内の森林所有者への意向調査の実施結果等をふまえ経営管理権の設定を行うこととします。

(2) 計画期間内における市町村森林経営管理事業計画

経営管理権の設定した区域のうち、自然条件に照らして林業経営に適していない森林や意欲と能力のある経営者に再委託するまでの期間の森林について、適時適切な伐採、造林、保育等の施業に努めることとし、これを計画することとします。

7 その他必要な事項

保安林等の施業制限林に関する事項

保安林その他法令等により施業に制限を受けている森林については、当該規定に従って施業が実施されるよう管理に努めます。